

〈住宅用防災警報器の取付支援〉



消防職員が「住警器」の取り付けを実施します！！

〈取付け位置〉

「天井面」「壁面」

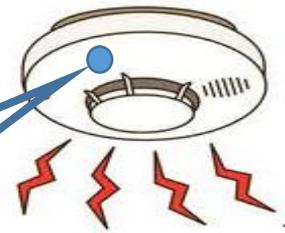
「対象となる世帯」

世帯全員が下記に該当

- ①65歳以上で住警器の取り付け困難な方
- ②身体障害者手帳の交付を受けており、住警器取り付け困難な方

「ご準備頂くもの」

検定マークのついた住警器



「実施期間（土・日・祝日は除く。）」

- ①全国春季火災予防運動期間中（3月1日～3月7日）
- ②全国秋季火災予防運動期間中（11月9日～11月15日）

※申込みにあつては、実施期間の1ヶ月前から受付開始

※詳しくはお電話またはホームページでご確認下さい。

まずは、お気軽にご相談下さい。

柏原羽曳野藤井寺消防組合 予防課

072-958-9928 (直通)

(※平日 8時45分～17時15分)